

習志野市生産緑地に係る買取りの申出に関する事務処理要領

平成31年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定による生産緑地の買取りの申出に関し、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法及び省令の例による。

(生産緑地買取申出書の添付書類)

第3条 法第10条の規定により生産緑地の買取りの申出をする者（以下「買取申出者」という。）は、省令別記様式第2の生産緑地買取申出書に、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類にあっては、次条第1項の規定により提出した場合はこの限りでない。

- (1) 当該生産緑地の位置図
 - (2) 当該生産緑地に係る公図の写し
 - (3) 当該生産緑地に係る登記事項証明書
 - (4) 買取申出者の印鑑登録証明書
 - (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書
- 2 当該生産緑地が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地である場合は、前項の書類に、次の各号に掲げる書類のいずれかを添付するものとする。
- (1) 仮換地指定通知書
 - (2) 仮換地証明書、仮換地位置図及び仮換地図
- 3 当該生産緑地の所有者が死亡し、相続の登記が未完了の場合は、第1項の書類に、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 当該生産緑地の所有者に関する戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書等（出生から死亡までの経過の記載がわかるもの）
 - (2) 当該生産緑地に関する遺産分割協議書（法定相続人全員が連名で買取りの申出をする場合は提出不要）及び当該生産緑地を相続することとなった特定の相続人以外の他の相続人の印鑑登録証明書（当該協議書に押印された印鑑の証明書）
 - (3) 当該生産緑地に関する相続人全員の現在の戸籍全部事項証明書（死亡した土地所有者の除籍全部事項証明書等と重複するものがある場合は提出不要）

(4) 当該生産緑地に関する相続人全員が記載された相続関係説明図

- 4 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（以下「主たる従事者」という。）の死亡を事由とする場合は、第1項の書類に、主たる従事者に関する戸籍全部事項証明書等（死亡日の記載のあるもの）を添付するものとする。
- 5 主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を事由とする場合は、第1項の書類に、次条第4項に規定する故障の認定通知を添付するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、当該生産緑地に所有権以外の権利が設定されている場合は、市等が当該生産緑地を買い取る旨の通知の発送を条件に当該権利を消滅させることを誓約する書面を添付するものとする。

(農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定)

第4条 主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を事由とする買取申出者は、法第10条第2項の規定による買取りの申出をする前に、別記第1号様式に、次に掲げる書類を添付して、市長に対し、主たる従事者が省令第5条各号に規定する故障に該当するか認定を求めるものとする。

- (1) 医師の診断書
- (2) 当該生産緑地の位置図
- (3) 当該生産緑地に係る公図の写し
- (4) 当該生産緑地に係る登記事項証明書

- 2 前項の規定により故障の認定について求めがあった場合は、市長は、医師の診断書に主たる従事者が省令第5条各号に規定する故障により農林漁業を継続することが不可能である旨が記載されているときに限り、同号に規定する故障に認定できるものとする。
- 3 当該職員は、必要に応じ故障の認定を受けようとする者、診断書を発行した医師等に対し面談を行うものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により省令第5条各号に規定する故障に該当すると認定したときは、故障の認定を受けようとする者に対し、速やかに生産緑地法第10条に係る故障の認定通知（別記第2号様式）を交付するものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

年 月 日

習志野市長 宛て

住所

氏名

印

生産緑地法第 10 条に係る故障の認定願い

下記土地における生産緑地地区の買取り申出をしたく、生産緑地法施行規則第 5 条に規定する故障と認定して下さるようお願いします。

記

1 地区 号 第 生産緑地地区

2 地番等

地番	地目	面積 (㎡)

添付書類：医師の診断書、位置図、公図の写し、登記事項証明書

第2号様式（第4条第4項）

年 月 日

様

習志野市長

印

生産緑地法第10条に係る故障の認定通知

年 月 日付けで申請がありました標記の件につきまして、審査した結果、生産緑地法施行規則第5条に規定する故障に該当すると認定します。

なお、生産緑地法第10条第2項に基づく生産緑地の買取りの申出の際には、本通知を添付してください。